

Ver 1.0

## オフセット・クレジット(J-VER)制度に基づく 温室効果ガス排出削減プロジェクト申請書

プロジェクト名	長野県木質ペレットストーブの使用による J-VER プロジェクト
プロジェクト 代表事業者名	特定非営利活動法人 森のライフスタイル研究所 代表理事所長 竹垣 英信 印

提出日 2009年10月27日

受理日 年 月 日

最終版提出日 年 月 日

A : 参加者情報			
プロジェクト代表事業者 ※1			
事業者名(フリガナ)	特定非営利活動法人 森のライフスタイル研究所 (トクモリライフスタイルケンキュウジヨ)		
住所	長野県伊那市荒井 22 番地 通り町第一ビル B1F		
代表者氏名	竹垣英信	担当者氏名	竹垣英信
担当者所属		担当者役職	代表理事所長
担当者 E-mail	takegaki@slow.gr.jp	担当者電話番号	0265-74-7996
プロジェクト事業者(排出削減実施事業者) ※2			
事業者名(フリガナ)	長野県産木質ペレットを利用する家庭・団体・事業者等		
住所			
代表者氏名		担当者氏名	
担当者所属		担当者役職	
担当者 E-mail		担当者電話番号	
その他プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	長野県		
住所	長野県長野市南長野字幅下 692 番地		
代表者氏名	村井仁	担当者氏名	井出政次
担当者所属	林務部信州の木振興課	担当者役職	主任
担当者 E-mail	ide-seiji@pref.nagano.jp	担当者電話番号	026-235-7266
プロジェクトでの役割	プロジェクト共同推進者		
その他プロジェクト参加者 ※3 ※4			
事業者名(フリガナ)	上伊那森林組合		
住所	長野県伊那東春近 1604 番地 1		
代表者氏名	井澤通治	担当者氏名	寺澤茂通
担当者所属	バイオマスエネルギー室	担当者役職	室長
担当者 E-mail	terasawa@kamiinashinrin.or.jp	担当者電話番号	0265-94-1173
プロジェクトでの役割	木質ペレット燃料の製造		

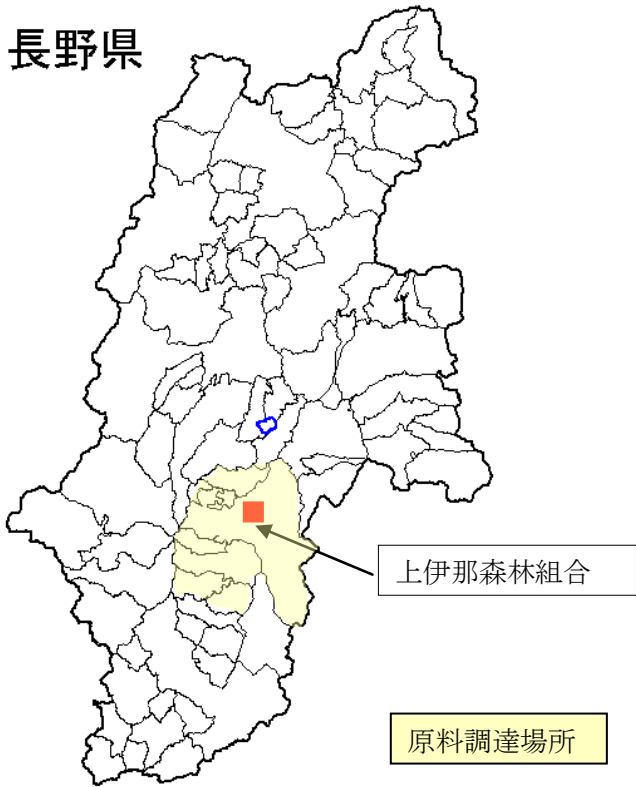
オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者 ※5	
事業者名(フリガナ)	特定非営利活動法人 森のライフスタイル研究所
オフセット・クレジット (J-VER)口座番号 ※6	JP-100-20000-00001-00037-00

- ※1:プロジェクト代表事業者のパンフレット等、事業内容の説明資料を別途添付すること。代表者以外の主なプロジェクト参加者についてもパンフレット等があれば添付すること。
- ※2:プロジェクト事業者とは、当該プロジェクトの実施に携わる者のうち、実際に温室効果ガス排出削減活動を実施する者を指す。代表者と同一の場合は、その旨を記載すること。
- ※3:その他プロジェクト参加者とは、プロジェクト代表事業者・プロジェクト事業者以外に当該プロジェクトの実施に携わるすべての者を指す。たとえば、下記が参加者として想定される。
- ・ 温室効果ガス排出削減活動のとりまとめを行う者
  - ・ 温室効果ガス排出削減活動の実施に際して設備導入等のアドバイスをを行う ESCO 事業者等
- ※4:プロジェクト参加者が複数いる場合には、それぞれの参加者の役割及び関係の概要を説明した資料を添付すること。
- ※5:オフセット・クレジット(J-VER)取得予定者は、プロジェクト参加者(代表者、プロジェクト事業者、その他)のうちいずれかであること。
- ※6:オフセット・クレジット(J-VER)口座番号は、口座未取得の場合は記入不要。

<b>B：プロジェクト活動の概要①</b>	
	項目
<b>B.1プロジェクト活動</b>	<p><b>B.1.1 プロジェクトの目的及び内容</b></p> <p>長野県産の木質ペレットをストーブ燃料として利用し、化石燃料を代替することにより創出されるクレジットへの企業からの資金提供を、木質ペレットの利用者に還元する仕組みを構築し、森林資源の有効活用と地球温暖化防止策に資する森林整備を推進するとともに、民生部門での地球温暖化対策への理解を深めることを目的とする。</p>
	<p><b>B.1.2 プロジェクト実施前の状況</b></p> <p>家庭では暖房として灯油ストーブを利用するのが一般的である。木質ペレットストーブは、灯油ストーブに比べて高価であり、手間もかかることから、なかなか導入が進まない状況であった。長野県では木質ペレットストーブに対する補助事業を平成15年度から実施しており、平成20年度末時点で補助金を利用して導入された木質ペレットストーブは997台となっている。</p> <p>また、長野県では県土の5分の1にあたる25万haの間伐が必要な状況である。間伐を実施した際に発生する間伐材の内、市場価値の低い材については、林内からの搬出及び運搬経費が木材価格より高くなってしまいうことから林内に放置していた。この未利用の木質資源の有効利用を図るため、長野県産の間伐材等を利用した木質ペレット工場は、上伊那森林組合が平成15年度に完成しており、平成20年度の稼働実績合計は、1,200t/年、稼働能力合計1,750t/年の68.6%となっている。</p>
	<p><b>B.1.3 排出削減・吸収の達成手段</b></p> <p>長野県産の木質ペレットをストーブ燃料として利用し、従来の灯油ストーブ等で使用される化石燃料を代替することで、二酸化炭素排出量を削減する。なお、上伊那森林組合の木質ペレット工場で生産され、平成20年4月1日以降に販売された木質ペレット量に基づいて二酸化炭素排出削減量を算定する。</p>

<p>B.2 採用技術</p>	<p>プロジェクトで使用する設備・機器等 (プロジェクトで使用する機器名称、機器メーカー名、型番、機器容量、法定耐用年数、導入年月、用途等について記載すること。)</p> <p>■代表的なペレットストーブ (信州型木質ペレットストーブ 3種類 パンフレットより)</p> <p>有限会社 近藤鉄工 (ファンヒーター型家庭用)          本体外形寸法 高さ 820mm×幅 450mm×奥行 650mm          本体重量 80kg          燃料タンク容量 15kg          燃料消費量 0.6~2.2kg/h (設定する暖房出力により変動)          暖房出力 4~14kW (3,200~8,800kcal/h)          暖房面積 10~30畳 (16~50㎡)          消費電力 最大235W/h ※始動時 (平均112W/h)          (参照: 資料2-1)</p> <p>株式会社ヨウホク (ファンヒーター型公共施設用)          本体寸法 高さ770mm×幅810mm×奥行465mm          本体重量 70kg          燃料タンク容量 20kg          暖房出力 2,500~11,000kcal/h (6畳~30畳)          燃料消費量 0.8~3.5Kg/h          消費電力 点火時190W 燃焼時98W          (参照: 資料2-2)</p> <p>有限会社鐵音(くろがね)工房 (薪ストーブ型家庭用)          本体寸法 高さ730mm×幅730mm×奥行450mm          本体重量 110kg          燃料タンク容量 10kg          暖房出力 6,000~8,000kcal/h          (参照: 資料2-3)</p> <p>■ペレット製造関連設備</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>①オガ粉製造器 (間伐材(丸太)からオガ粉を製造する機械)</li> <li>②原料保管施設 (製造されたオガ粉を安定的に乾燥機に搬送する機械)</li> <li>③乾燥機 (オガ粉を乾燥させる装置で熱源は自らのペレットを燃焼)</li> <li>④成型機 (乾燥したオガ粉をペレット状に成型する機械)</li> <li>⑤冷却器 (ペレットを冷却及び粒度をそろえる機械)</li> <li>⑥製品自動梱包機 (均一にペレットを梱包する機械)</li> </ol>
-----------------	---

B.3プロジェクト 実施場所	実施事業所名	<p>■木質ペレットストーブ導入箇所 長野県内の森林資源を利用して生産された木質ペレット（下記で製造される木質ペレット）を利用している家庭、団体・事業所等</p> <p>■木質ペレット製造場所 ・上伊那森林組合（木質バイオマス・エネルギー工場）</p> <p>■間伐材（木質ペレット原料）の調達場所 長野県上伊那地区</p>
	住所	<p>（プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。）</p> <p>■ストーブ導入箇所 長野県全域（一部、首都圏等も含む）</p> <p>■木質ペレット製造場所 ・上伊那森林組合：長野県伊那市高遠町上山田 86-1</p> <p>■間伐材（木質ペレット原料）の調達場所 長野県上伊那地区</p>

	概要	<p>(プロジェクト対象地の位置図、プロジェクト対象地全体の地図等を用いて、プロジェクト実施場所について分かりやすく説明する。その他、別紙「プロジェクト申請方法について」に記載する資料を適宜添付する。)</p> <p>長野県</p>  <p>上伊那森林組合</p> <p>原料調達場所</p>
--	----	---

B：プロジェクト活動の概要②							
B.4 プロジェクト期間 ※1		2002年 3月 1日～2013年 3月 31日 (※ 導入世帯がある限り継続する可能性がある)					
B.5 クレジット期間 ※2		2008年 4月 1日～2013年 3月 31日					
B.6 想定排出削減量 ※3	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計
	t-CO2	95	95	95	95	95	475
B.7 モニタリング報告の頻度	年1回を予定						
B.8 補助金	受給の有無 (いずれかに○)	<input checked="" type="checkbox"/> 受給している / 申請中 / 検討中 / 受給しない					
	補助事業名称/補助元	森のエネルギー推進事業 (長野県事業)					
	補助金額 (申請額含む)	本体購入価格の 1/2 以内 ただし上限は下記のとおり 平成 18 年度 10 万円/1 台 平成 19・20 年度 5 万円/1 台 平成 21 年度 10 万円/1 台 ※全てのストーブが対象ではない					
	補助金の使途	木質ペレットストーブ導入に対する助成					
	補助対象年月日	平成 18 年 4 月 1 日 ～平成 22 年 3 月 31 日					
	補助金を受給していることを証明する書類	(証拠書類の名称を記入し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に補助金交付通知書等を加えた上で、証拠書類を添付する。) 「平成 20 年度森のエネルギー推進事業のご案内」 (資料 1-S_ストーブ補助金 (案内チラシ) 参照)					
B.9 他制度への申請※4	申請の有無 (いずれかに○)	有 / <input type="checkbox"/> 無					
	制度名 (有の場合のみ)						



備考	(プロジェクトの排出削減量やプロジェクトの実施に影響を与える現在もしくは将来的なリスク要因を特定し、影響の軽減措置を記述すること。)  特になし
----	--

- ※1:2008年4月1日以前に開始されたプロジェクトについて申請する場合には、本制度によるクレジット収益が無ければプロジェクトの継続が困難であることを、別添資料で説明すること。
- ※2:クレジット期間は、2008年4月1日～2013年3月31日の間で設定すること。
- ※3:想定排出削減量の算定根拠をモニタリングプランで提示すること。
- ※4:国内クレジット制度や海外の VER 制度等、類似制度への申請の有無を記入。これは、一つのプロジェクトによる排出削減量に基づくクレジットが複数創出される等の、ダブルカウントを避けるためである。

<b>C:方法論の適用</b>		
<b>C.1 ポジティブ リストの適格性 基準との整合 性</b>	C.1.1 ポジティブ リストの番号	No. E. <u>003</u>
	条 件	説 明 ※1
	C.1.2 条件1	ペレットストーブを導入し、未利用の間伐材を原料として製造された木質ペレットを使用することにより、灯油ストーブ等で使用されていた化石燃料等が削減される。
	C.1.3 条件2	ペレットストーブで使用される（上伊那森林組合で製造される）木質ペレットの原料は、長野県上伊那地区及び下伊那地区の森林における間伐材である。当該間伐材は、市場価値が低いため、林内からの搬出及び運搬経費が木材価格より高くなってしまったことから林内に放置されていた。
	C.1.4 条件3	オフセット・クレジットの発行対象となる木質ペレットストーブの使用者について、①オフセット・クレジット制度への参加意思の確認、②木質ペレットで代替される化石燃料の種類、について資料5「参加申込書」により確認を行った。
	C.1.5 条件4	/
	C.1.6 条件5	/
<b>C.2 適用方法 論</b>	方法論番号	JEAM <u>003</u>
	方法論名称	木質ペレットストーブの使用

<p>C.3 適用するガイドライン等</p>	<p>C.3.1 ガイドライン等への準拠</p>	<p>(オフセット・クレジット(J-VET)制度モニタリング方法ガイドラインに準拠しない場合の説明)</p> <table border="1" data-bbox="576 389 1318 584"> <thead> <tr> <th data-bbox="576 389 703 434">該当する</th> <th data-bbox="703 389 922 434">準拠の説明</th> <th data-bbox="922 389 1318 434">説明</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="576 434 703 488"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="703 434 922 488">全く準拠しない</td> <td data-bbox="922 434 1318 488"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 488 703 542"><input type="checkbox"/></td> <td data-bbox="703 488 922 542">一部準拠しない</td> <td data-bbox="922 488 1318 542"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="576 542 703 584"><input checked="" type="checkbox"/></td> <td data-bbox="703 542 922 584">全て準拠する</td> <td data-bbox="922 542 1318 584"></td> </tr> </tbody> </table> <p>注) 全て準拠する場合は、説明は不要。</p>	該当する	準拠の説明	説明	<input type="checkbox"/>	全く準拠しない		<input type="checkbox"/>	一部準拠しない		<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する	
該当する	準拠の説明	説明												
<input type="checkbox"/>	全く準拠しない													
<input type="checkbox"/>	一部準拠しない													
<input checked="" type="checkbox"/>	全て準拠する													
<p>C.4 ベースラインシナリオ (BLS)</p>	<p>C.4.1 BLSの特定</p>	<p>(プロジェクトが実施されなかった場合の状態(ベースラインシナリオ)の説明)</p> <p>ペレットストーブが使用されない場合、灯油ストーブ等の化石燃料を燃料とする暖房機器の使用が想定される(実際には、資料5「参加申込書」により利用場所毎に把握する)。</p> <p>また、ペレットの原料である林内に放置されていた間伐材は、プロジェクトが実施されない場合、市場価値が低く林内から搬出する費用を回収できないため、林内にそのまま放置されていたと想定される。</p> <p>(ベースラインシナリオを特定する際に信頼度及び入手可能性が低いデータを使用した場合、特定したベースラインシナリオが適切であることの根拠を以下に説明すること)</p> <p>特になし</p>												
<p>C.5 排出量・吸収量の定量化</p>	<p>C.5.1 不確かなデータの使用</p>	<p>(削減量の定量化において不確かなデータを使用している場合には、削減量の過大評価がないことを以下に説明すること)</p> <p>特になし</p>												
<p>C.6 備考</p>		<p>(プロジェクトとベースラインシナリオにおける製品又はサービス活動の種類と水準に著しい差異がある場合には以下に説明すること)</p> <p>特になし</p> <p>(将来、プロジェクトを中止しなければならない状況が想定される場合にはその旨以下に説明すること)</p> <p>特になし</p>												

	<p>(プロジェクト排出量がベースライン排出量より増加するリスクがある場合にはその旨以下に説明すること) 特になし</p>
--	---

※1: ポジティブリストの条件を全て満たすことを、証拠書類等をもとに説明する。説明にあたっては、証拠書類等の該当箇所が明確になるよう、対応ページ・箇所の明示を行うこと。なお、説明に使用した資料は、名称及び添付資料番号を明記し、別紙「プロジェクト申請方法について」の添付資料一覧に整理すること。また、投資回収年数等について記載しきれない場合には、別添資料で説明してもよい。

<b>D:その他</b>	
<b>D.1 関連する許認可及び関連法令等</b>	<p>(想定される関連法令等については、別紙「プロジェクト申請方法について」を参照のこと)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 大気汚染防止法：該当せず</li> <li>2. 水質汚濁防止法：該当せず</li> <li>3. 騒音規制法：該当せず</li> <li>4. 振動規制法：該当せず</li> <li>5. 景観防止法：該当せず</li> <li>6. 廃棄物の処理及び清掃に関する法律：該当せず</li> <li>7. 環境影響評価法：該当せず</li> <li>8. 建築基準法：該当せず</li> </ol>
<b>D.2 環境影響評価及び環境測定</b>	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>実施は求められていない</p>
<b>D.3 住民説明会の実施状況</b>	<p>(法令等によって実施が求められていない場合は省略可)</p> <p>実施は求められていない</p>